

津山市有バス 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市の所有するバス車両（以下「市有バス」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告掲載の位置)

第2条 広告枠の位置は、市長が指定する。

(広告掲載の規格及び掲載料)

第3条 広告掲載の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表2に掲げる広告掲載者のときは、掲載料を免除又は減免することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位とし、掲載期間の終期は申込日の属する年度の3月31日とする。ただし、広告主が希望する場合、最長6ヶ月を掲載期間とすることができる。

2 掲載期間が年度を超える場合は、翌年度の掲載申込手続きをしなければならない。

3 広告の掲載開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載の申し込み)

第5条 市有バスに広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、所定の津山市有バス 広告掲載申込書（様式1）に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、広告掲載希望月の前々月末までに提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 前条の申込書を受け付けたときは、速やかに津山市広告審査会に諮り、掲載の可否を決定し、所定の津山市有バス 広告掲載決定通知書（様式2）又は津山市有バス 広告掲載不承認通知書（様式3）により通知する。

2 市長は、必要があればデザイン素材、その他承認の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、広告の内容及びデザイン等（以下「広告内容等」という。）が要綱第3条及び基準第3条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対し広告の内容等の修正を指示できるものとする。
- 4 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容等を修正し、指定する期日までに本市に提出の上、審査を受けるものとする。

（広告の製作）

第7条 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

（広告掲載の承認の取消し）

第8条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

2 市長は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、次に掲げる事項を広告掲載者に通知するものとする。

- （1）取消し年月日
- （2）取消しの理由
- （3）削除年月日
- （4）審査会が定める掲載申込み禁止期間
- （5）その他必要事項

（広告掲載の取消し）

第9条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないと市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）第6条第3項による広告内容等の修正を広告掲載者が行わないとき。
- （2）市の助言又は指導に広告掲載者が従わないとき。
- （3）基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- （4）その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市長が判断したとき。

（広告等の変更）

第10条 広告掲載者は、月を単位として、広告内容等を変更することができる。

- 2 前項により広告内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の3ヵ月前までに、津山市有バス 広告変更申込書（様式4）を提出し、承認を得るものとする。

(代車運転時の取扱い)

第 11 条 広告掲載している車両が、点検、修理又は車検等により一時的に代車運行するときは、その代車に広告物は掲載しない。また、代車の運行期間の掲載料は、還付しない。ただし、車両修理等で代車運行が 1 ヶ月以上を要するときは、その期間に応じて月単位で掲載料（月単位未満は切り捨て）を還付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 12 条 要綱第 9 条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

(1) 広告媒体の事業が廃止となった場合

(2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合

2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、既納の広告掲載料の内、掲載を中止した月以降の納付済月額額の総額とする。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第 13 条 広告掲載者は、原則として、掲載終了予定日の 1 ヶ月前までに、津山市有バス 広告掲載取下げ申出書（様式 5）の提出により、広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 10 日から適用する。

別表

内容	広告場所など	最低広告 月額掲載料 (消費税込)	備考
車体3面 ラッピング	バス両面・後面(窓面含む)	50,000円	広告制作費、 ラッピング費用 は広告主が負担
車内広告 (商業広告、1枠)	車内ポスターB 3判	1,000円	広告制作費は 広告主が負担
	車内ポスターA 3判	600円	
車内広告 (商業広告以外の もの、1枠)	車内ポスターB 3判	500円	
	車内ポスターA 3判	300円	

別表 2

広告掲載者	減免額
国若しくは地方公共団体又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人	免除
学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)、保育所(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。))。	免除
市民が自主的に結成した団体で、その目的が市政運営の総合的施策に添い、行政の目的達成に合致する非営利行為を行う団体。	免除